



令和3年11月15日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

ワーケーション連携協定制度を創設します。

民間事業者等と連携してワーケーションを推進し、県内産業の活性化や旅行需要の創出・平準化、関係人口の創出等を図るため、沖縄総合事務局では、新たにワーケーション連携協定制度を創設いたします。

概要

新型コロナウイルス感染症等の影響により、テレワーク等の時間や場所を有効に活用する働き方が推進される等、柔軟な働き方のニーズへの対応が一層求められており、仕事と休暇を組み合わせたワーケーション等の取組が、観光面のみならず、関係人口の創出等により地域を活性化する観点からも注目されているところです。

一方、ワーケーションを推進するためには、従業員の柔軟な働き方を認めるなど民間事業者等の協力が不可欠であり、ワーケーションに係る事業者の取組を国として後押しすることが有効であると考えられます。

そこで、ワーケーション連携協定制度を創設し、民間事業者等と連携してワーケーションを推進していくことで、働き方の多様化、県内産業の活性化、関係人口の創出等を通じた地方創生や、旅行需要の創出・平準化等に取り組みます。

協定内容

1. 沖縄総合観光施策推進室がパートナーに求めるもの

- ワーケーション推進に関する取組を実施すること。
- 「Workcation Week Okinawa」等、沖縄総合事務局のワーケーション推進に関する取組に協力すること。
- ワーケーションに関するアンケートや広報等に協力すること。
- ワーケーションを実践した際、概要や意見要望等の情報を共有すること。

2. 沖縄総合観光施策推進室がパートナーに提供するもの

- 「沖縄総合事務局沖縄総合観光施策推進室『ワーケーション推進パートナー』」の名称の使用を認めること。
- パートナーが実施する沖縄のワーケーション推進に関する取組について協力すること。
- 必要に応じて、パートナーが実施するワーケーション推進に関する取組等について、所管事業者等に対する周知等を実施すること。

その他

- 協定の締結につきましては、隨時募集しております。
- 協定の締結により、沖縄総合事務局の入札手続等で有利になることはありません。
- 協定内容の実施について沖縄総合事務局が費用を支払うことはいたしません。
- 詳細は別添資料をご確認ください。

お問い合わせ先

内閣府沖縄総合事務局

沖縄総合観光施策推進室（斎藤、上間、丸川）

電話：098-866-1812

ワーケーション連携協定制度

内閣府沖縄総合事務局 沖縄総合観光施策推進室

1. 目的

ICT（情報通信技術）を利用し時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方について、新型コロナウイルス感染症の影響等により一層推進されている中、ワーケーションに係る取組について民間事業者等と連携して推進することで、働き方の多様化、県内産業の活性化、関係人口の創出等を通じた地方創生、旅行需要の創出・平準化等を図る。

2. 概要

以下の要件を満たし、協定内容について同意していただいた民間事業者等と内閣府沖縄総合事務局沖縄総合観光施策推進室との間で連携協定を締結し、両者が協働して沖縄におけるワーケーションの取組の推進を図る。

《要件及び協定内容》

| | |
|------|---|
| 要件 | <ol style="list-style-type: none">法人格を有すること。役員のうちに暴力団員等反社会的勢力に該当する者がいないこと。暴力団員等反社会的勢力が事業活動を支配していないこと。ワーケーションの取組を組織内で推進していること。 |
| 協定内容 | <p><u>1. 沖縄総合観光施策推進室がパートナーに求めるもの</u></p> <p>① ワーケーション推進に関する取組を実施すること。</p> <p>② 「Workcation Week Okinawa」等、沖縄総合事務局のワーケーション推進に関する取組に協力すること。</p> <p>③ ワーケーションに関するアンケートや広報等に協力すること。</p> <p>④ ワーケーションを実践した際、概要や意見要望等の情報を共有すること。</p> <p><u>2. 沖縄総合観光施策推進室がパートナーに提供するもの</u></p> <p>① 「沖縄総合事務局沖縄総合観光施策推進室『ワーケーション推進パートナー』」の名称の使用を認めること。</p> <p>② パートナーが実施する沖縄のワーケーション推進に関する取組について協力すること。</p> <p>③ 必要に応じて、パートナーが実施するワーケーション推進に関する取組等について、所管事業者等に対する周知等を実施すること。</p> |

3. 期間

協定締結の日から1年間とする。

4. その他

- ・協定の締結につきましては、隨時募集しております。
- ・協定の締結により、沖縄総合事務局の入札手続等で有利になることはありません。
- ・協定内容の実施について沖縄総合事務局が費用を支払うことはいたしません。

《応募様式》 別添応募様式をご確認ください。

《提出先》 メール : unyu-kikaku. j2a★ogb. cao. go. jp

※「★」を「@」に置き換えて、メールの宛先に設定してください。

※応募に当たっては事前にご相談ください。

(内閣府 沖縄総合事務局 沖縄総合観光施策推進室 TEL : 098-866-1812)

(応募様式)

令 和 年 月 日

内閣府沖縄総合事務局

沖縄総合観光施策推進室長 宛

(法人名)

(代表者名)

ワーケーション連携協定の申請について

標記の件につきまして、下記の通り申請します。

記

| | | |
|-----------------|--|--|
| 組織・人員等の体制 | (貴法人の体制についてご記載ください。) | |
| ワーケーションに係る取組の実績 | (ワーケーションに係る取組について、これまでに実施された実績をご記載ください。) | |
| 目的・実施予定内容 | (協定を締結することによって実現したいことや実施を予定されている内容等についてご記載ください。) | |
| 連絡先 | 担当者名 | |
| | 住所 | |
| | 電話番号 | |
| | メールアドレス | |

(上記各項目については別添としていただくことも可能です。) ←申請時は削除してください。

以上